



埼玉県報

第 2893 号
平成 29 年(2017 年)
4 月 21 日
金曜日

目次

告示

- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 施設の使用料及び手数料徴収事務委託 (社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告 (商業・サービス産業支援課)
- 唐子南部土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 備前堀土地改良区の役員就退任届 (加須農林振興センター)
- 元荒川上流土地改良区の役員就退任届 (加須農林振興センター)
- 庄和北部土地改良区の役員退任届 (春日部農林振興センター)
- 保安林の指定予定 (森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告 (八潮新都市建設事務所)
- 春日部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園スタジアム課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定 (出納総務課)
- 埼玉県立文書館収蔵資料 (一般資料等) 総合管理業務委託に関する入札公告 (文書館)
- 埼玉県警察本部分庁舎 (宮原) ほか 44 施設で使用する電気に関する入札公告 (会計課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 県立病院の灯油 (平成 29 年度 4・5 月分) の購入に関する落札者等の公示 (経営管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し (選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所 埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所 埼玉県立そうか光生園 障害者歯科診療所 埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 平塚 正敏	平成二十九年 四月一日から 平成三十年三 月三十一日 まで

告 示

埼玉県告示第五百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六 外 計四十七者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三十七者

ハ 変更年月日

平成二十八年十二月十五日外

ニ 届出年月日

平成二十九年四月十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十一日から平成二十九年八月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十一日から平成二十九年八月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第五百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年9月1日（金）から平成34年8月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 彩の国ビジュアルプラザ
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 進藤 電
話048-265-2502（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月1日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年5月31日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年5月31日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 平成29年6月1日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月22日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server devices for the Sai-no-kuni Video Information

Dissemination System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. June 1, 2017.

By registered mail or in person: Must be received by 5:00 p.m. May 31, 2017.

(3) Contact Information:

Visual Contents Group of the Commerce and Service Industry Support
Division, Industry and Labor Department Saitama Prefectural Government
Sai-no-Kuni Visual Plaza, Kamiaoki 3-12-63, Kawaguchi-shi, Saitama-ken
333-0844 Tel. 048-265-2502

告示

埼玉県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山田弘明	埼玉県東松山市大字葛袋八百二十七番地
同	原田耕一	同 葛袋九百十三番地三
同	中村正雄	同 下唐子九百四十六番地一
同	潮田弘之	同 下唐子千八十三番地
同	小川藤雄	同 神戸千三百八十五番地
同	関原勝洋	同 下唐子千二百六十五番地
同	稲村清治	同 神戸百八十四番地
同	吉澤保	同 神戸千三百二十番地二
同	諸星榮一	同 神戸千百三番地三
同	中澤清實	同 神戸九百九十五番地
同	守谷宏	同 神戸千百三十六番地
監事	金子登志	同 下唐子四百二十二番地二
同	本郷武	同 葛袋百番地
同	小澤光洋	同 神戸千六百五十八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	下田裕	埼玉県東松山市大字下唐子千三百七十四番地
同	市川亨	同 神戸千二百五十八番地
同	小鷹勤	同 葛袋八百四十六番地
同	中村久雄	同 下唐子九百十五番地一
同	新井勇	同 神戸千五十番地二
同	松田光壽	同 神戸千三百五番地
同	新井明夫	同 神戸七百二十八番地三
同	大野慶二	同 神戸千四百五十九番地
同	森博史	同 神戸千六百四十七番地一

同	同	監事	同
戸井田	小川	長谷部	梅澤
	正	政	潤
守	治	明	次
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
下唐子三百八番地	神戸八百八十二番地三	葛袋千五十八番地二	下唐子千五十六番地一

告示

埼玉県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小坂 裕	埼玉県加須市牛重千百九十一番地一
同	酒巻 秀行	同 正能一番十一
同	青木 茂雄	同 鴻莖二千八百九十六番地
同	野中 松夫	同 内田ヶ谷六百六十番地
同	福島 一雄	同 下崎千七百六十七番地イ号甲
同	加藤 貞雄	同 上崎二千三百七十九番地一
同	加藤 隆司	同 西ノ谷九十五番地
同	大熊 勇三	同 割目四百四十三番地
同	大井 好夫	同 油井ヶ島千四百三十八番地
同	野口 昭	同 久喜市下清久三百二十九番地
同	槇本 勤	同 六万部千番地
監事	木崎 喜一	同 加須市外田ヶ谷千百一十一番地
同	福島 弘明	同 常泉三百五十七番地
同	齋藤 美貞	同 久喜市江面九百一十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	福島 一雄	埼玉県加須市下崎千七百六十七番地イ号甲
同	今泉 征二	同 鴻莖二千八番地
同	小坂 裕	同 牛重千百九十一番地一
同	綱川 晃	同 日出安二百五十一番地
同	岡田 幸作	同 中ノ目六百八十六番地
同	加藤 貞雄	同 上崎二千三百七十九番地一
同	松村 敏孝	同 内田ヶ谷千百四番地
同	遠藤 善男	同 常泉六百一十一番地
同	大熊 勇三	同 割目四百四十三番地

同	同	監事	同	理事
齋	大	木	橋	野
藤	熊	崎	本	口
美	正	喜		
貞	一	一	勤	昭
同	同	同	同	埼玉県久喜市下清久三百二十九番地
久喜市江面九百十一番地	同	加須市外田ヶ谷千百十一番地	同	六万部千番地
	割目三百十三番地			

告示

埼玉県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川上流土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	平塚 惠一	埼玉県行田市佐間三丁目七番一号
同	福田 雅年	同 大字持田六千五百一十一番地
同	岩田 讓啓	同 同 皿尾三百六十六番地
同	飯田 洋治	同 同 斎条千六百四十三番地
同	高澤 克芳	同 同 長野六千六百六十三番地
同	野村 正幸	同 同 荒木三千六百十五番地
同	木村 豊	同 同 埼玉四百四十三番地
同	落合 哲男	同 同 利田六百二十番地
同	田畑 常雄	同 同 堤根千六百六十六番地
同	蓮見 幸徳	同 同 真名板千四百五十九番地一
同	渡邊 隆	同 同 下須戸千四百十八番地
同	中島 牡雄	同 同 羽生市大字上新郷千三百一十番地
同	野中 實	同 同 行田市大字中江袋五百八十五番地
同	羽鳥 功一	同 同 鴻巣市屈巢千五百二十二番地
同	大島 秀次	同 同 赤城七百十九番地
同	渡邊 仁	同 同 新井百七十八番地
同	栗原 敏男	同 同 加須市中種足千六十七番地
同	斎藤 松司	同 同 久喜市菖蒲町新堀二千四百六十八番地
同	石井 晴夫	同 同 小林二千百五十七番地
同	田嶋 孝英	同 同 鴻巣市袋四百五十二番地
同	小澤 一郎	同 同 鴻巣千二百六十一番地
同	肥留川 雄治	同 同 郷地七百八十九番地
同	矢部 一夫	同 同 下谷千六百四十四番地の一
同	内田 政之助	同 同 北本市朝日四丁目五十五番地
同	堀口 健一	同 同 熊谷市池上七百十九番地

監事 吉田 孫兵衛 埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
 同 岡田 元章 同 同 真名板二千二百六番地
 同 河野 廣 同 鴻巣市常光三百九番地の一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	島崎 惠司	埼玉県行田市佐間一丁目七番三十五号
同	福田 雅年	同 大字持田六千五十一番地
同	岩田 讓啓	同 皿尾三百六十六番地
同	飯田 洋治	同 齋条千六百四十三番地
同	高澤 克芳	同 同 長野六千六十三番地
同	野村 正幸	同 同 荒木三千六百十五番地
同	山田 清	同 同 埼玉三千百九十八番地二
同	吉野 省司	同 同 渡柳五百九十六番地
同	関口 宣夫	同 同 下忍二千三百九十一番地
同	蓮見 幸徳	同 同 真名板千四百五十九番地一
同	大塚 裕	同 同 若小玉三千八百三十七番地
同	中島 牡雄	同 同 羽生市大字上新郷千三百一十番地
同	加藤 輝男	同 同 行田市大字犬塚千四百二番地一
同	朝見 誠次	同 同 鴻巣市屈巢四千百八十八番地
同	大島 秀次	同 同 赤城七百十九番地
同	寺山 清	同 同 関新田五百九十番地
同	吉田 和雄	同 同 加須市上種足千三百五番地
同	松岡 利男	同 同 久喜市菖蒲町新堀五百九十九番地
同	石井 晴夫	同 同 菖蒲町小林二千百五十七番地
同	島寄 朝則	同 同 鴻巣市下忍二千七百五十八番地
同	小澤 一郎	同 同 鴻巣千二百六十一番地
同	小谷野 照雄	同 同 笠原二千七百七十番地
同	矢部 一夫	同 同 下谷千六百四十四番地の一
同	内田 政之助	同 同 北本市朝日四丁目五十五番地
同	堀口 健一	同 同 熊谷市池上七百十九番地
監事	横田 尚彦	埼玉県行田市長野三丁目二番三十二号
同	岡田 元章	同 同 大字真名板二千二百六番地
同	原口 春雄	同 同 鴻巣市安養寺三百十九番地

告 示

埼玉県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 遠 藤 義 信 埼玉県春日部市芦橋九百三十五番地一

告 示

埼玉県告示第五百八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字上名栗字穴之尾二三四七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第五百九号

平成二十八年埼玉県告示第千六百十六号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

上尾市大字小敷谷地先、上尾市大字畔吉地先、上尾市大字領家地先

四 作業期間

平成二十九年四月十一日から平成二十九年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百十一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業期間

平成二十九年六月六日から平成三十年三月三十一日まで

三 作業地域

秩父市、皆野町、長瀨町

告 示

埼玉県告示第五百十二号

平成二十八年埼玉県告示第四百六十七号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百十三号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百十八及び百三十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十六街区四画地（八潮市大字大原六百二十五番外）及び四十六街区七画地（八潮市大字大原六百二十四番外）

(2) 地積

三百六十一・五〇平方メートル

(3) 予定価格

四千六百九十九万五千円

ロ 保留地番号百四十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五街区一画地（八潮市大字圀四百七番外）

(2) 地積

三百三十八・九七平方メートル

(3) 予定価格

四千三百三十八万八千六百六十円

ハ 保留地番号百四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百七街区五画地（八潮市大字圀三百八十六番一外）

(2) 地積

百十八・六〇平方メートル

(3) 予定価格

二千百五十八万五千二百円

ニ 保留地番号百四十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十五街区一画地（八潮市大字圀百四十番二外）

(2) 地積

千二百四十・一〇平方メートル

(3) 予定価格

一億五千八百七十三万二千八百円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

ニ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ヘ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十九年五月二十日（土）から同年五月二十八日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十九年五月二十二日（月）から同年五月三十一日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時ま

で

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十九年六月十日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第五百十四号

春日部市から春日部都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

北田 道敏

二 取消年月日

平成二十九年四月十七日

告 示

埼玉県告示第五百十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

有限会社丸崧ストアー

二 指定年月日

平成二十九年四月十七日

告 示

埼玉県告示第五百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立文書館収蔵資料（一般資料等）総合管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月26日（火）まで。ただし、平成30年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立文書館長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定による登録を受けた者であること。
- (6) I S M S 認証を受けている者であること。
- (7) 管理の対象である資料を受注者自身が保管できる倉庫業法第6条第1項第4号の基準に適合する倉庫を有していること。
- (8) 資料の搬出、保管、集配送、くん蒸及び搬入に係る作業を一括して請け負うことが可能であること。
- (9) 平成24年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体の文書に関する運搬及び保管の委託を受け、履行した実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目3番18号 埼玉県立文書館
総務担当 金子 電話048-865-0112（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月16日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月15日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月16日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立文書館 平成29年6月16日（金）午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年6月5日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年 5 月 8 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

General Management of Saitama Prefectural Archive Files and Records

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Friday, June 16, 2017

By registered mail: 5:00 p.m., Thursday, June 15, 2017

In person: 10:00 a.m., Friday, June 16, 2017

(3) Contact Information

Kaneko

General Affairs Group

Saitama Prefectural Archives

Takasago 4-3-18, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Tel. 048-865-0112 (direct)

告 示

埼玉県告示第五百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか44施設で使用する電気 契約電力5,788
キロワット 予定使用電力量20,735,500キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成29年8月1日（火）から平成30年7月31日（火）まで。ただし、平成30
年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった
場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか44施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単
価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根
拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給
期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当
該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を
入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第
999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である
こと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に

よる再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月2日（金）午後1時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月1日（木）午後5時まで。

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月2日（金）午後1時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月2日（金）午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月26日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at branch office (Miyahara) of Saitama Prefectural Police Headquarters and 44 other facilities(Contract: 5,788 kW estimated kWh: 20,735,500 kWh).

(2) Time - limit for the tender:By the electronic tender system; 1:50 p.m. june 2, 2017 By mail; 5:00 p.m. june 1, 2017 In person; 1:50 p.m. june 2, 2017

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone;048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年三月二十九日

指令川建セ第二八〇〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十九年四月十七日

川建セ第二九〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字土塩字坂下五百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市中恩田百六十七番地

長谷部 剛史

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 94,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社ニューオイル
埼玉県志木市本町 1 丁目 6 番 15 号
- 5 落札金額
53.35 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 3 日

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年四月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、春日部市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
春日部市商工振興センター	埼玉県春日部市粕壁東一丁目二十番二十八号	春日部市長	六百人

告 示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

旧	新	
医療法人社団愛友会 上尾甦生病院	医療法人社団愛友会 上尾中央第二 病院	施設の開設主体及び名称
埼玉県上尾市大字地頭方四百二十一 番地一		所 在 地